

第108回大会シンポジウム
近時の所得税等をめぐる法的諸問題—— 解釈論と立法論の両面から ——

高齢社会と税のあり方

八ツ尾順一

(大阪学院大学法学部教授)

目次

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| I はじめに | 5 小括 |
| II 公的年金等課税のあり方 | IV 認知症と家族信託 |
| 1 公的年金等課税制度 | 1 JR東海事件—最高裁平成28年3月1日判決 |
| 2 公的年金等課税の問題点 | 2 税務事例 |
| 3 高齢化社会における公的年金制度 | 3 諸外国の責任無能力者に対する損害賠償責任 |
| III 生前贈与の制度 | 4 家族信託の検討 |
| 1 相続時精算課税制度 | 5 小括 |
| 2 住宅取得等資金の贈与の特例 | |
| 3 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税 | |
| 4 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税 | |

I はじめに

我が国の高齢化は、世界に類を見ないスピードで進んでいる。「(平成29年版)高齢社会白書」によれば、平成28年では65歳以上の高齢者人口は、3,459万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は27.3%となっている。この高齢者人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった平成27(2015)年に、3,387万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37(2025)年には、3,677万人に達すると見込まれている⁽¹⁾。このような高齢化の急激な上昇は、社会に大きな影響を与えることが予想される。高齢化に伴って、その人生戦略(モデル)の変更を求められることは、もちろんの

ことであるが、税制に限れば、高齢者間の所得の格差及び世代間の不公平(高齢者の公平な課税のあり方)、高齢者の子や孫に対する財産の贈与(高齢者の次世代への財産移転)、そして高齢者の認知症患者の増加(それに伴う事故の損害賠償金の負担のあり方)などがある。高齢者を取り巻く社会現象(問題)が今、税のあり方にも再考を迫っている。

高齢社会における関連する税制としては、次のものがある。

したがって、本稿では、高齢化社会における「公的年金等課税制度」、「生前贈与の制度」

(1) 内閣府編『(平成29年版)高齢社会白書』2-3頁[2017年]。

○高齢者人口の増加 → 高齢者間・世代間の不公平 → 公的年金等課税制度
○高齢者の財産増加 → 資産移転による経済の活性化 → 生前贈与の制度
○高齢者の認知症の増加 → 不法行為と責任能力 → 相続税と家族信託

そして「相続税と家族信託」について、それぞれ検討する。

II 公的年金等課税のあり方

1 公的年金等課税制度

我が国の年金制度は、三階建ての体系として、次のように説明されている。

三階	企業年金	私的年金
二階	被用者年金（報酬比例配分）	公的年金
一階	国民年金（基礎年金）	公的年金

（注）公的年金（国民年金（一階）及び被用者年金（二階））と企業年金（三階）は、共通の取扱いがされる部分と異なる取扱い部分があり、年金税制はかなり複雑である²⁾。

国民年金は、国民年金法7条で、20歳以上60歳未満の国内居住者は、すべて国民年金の被保険者になっている。同条1項では、次のように1号から3号に規定している。

- 1号：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者（主として自営業者）
- 2号：被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（主としてサラリーマン）
- 3号：第2号被保険者の配偶者

上記2号及び3号に該当する者は、国民年金の保険料を支払う必要はない（国年法94の6）。そして、1号及び3号の被保険者は、「基礎年金」を受給する。その意味では、3号

の被保険者は、保険料を支払わずに、基礎年金を受給するという問題（世代間の不公平）が、その結果生じる。

なお、二階部分の被用者年金（公的年金のうち、民間企業や官公庁等に雇用されている者が加入する年金）については、平成27年10月以降、共済年金は、厚生年金に統一された。

所得税法35条では、雑所得の意義及び所得金額の計算方法を規定しているが、同条での雑所得の所得金額は、次に掲げる金額の合計額となる。

(1) 公的年金等に係る雑所得

$$\text{その年中の公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

（注）平成30年度税制改正で、公的年金等控除について、次の見直しが行われた（所法35）。なお、その適用は、平成32年分の所得税からである。

- ① 控除額について、一律10万円に引き下げられた。
- ② 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、195万5,000円の上限が設けられた。
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額を①及び②の見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を①及び②の見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げられた。

(2) 篠原克岳稿「年金課税のあり方について」『税大論叢77』1頁 [2013年]。

(2) 生命保険契約等及び損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得

その年分の支払い
を受ける年金の額

－ 保険料等の金額
(所令183～186)

(3) それ以外の雑所得

総収入金額 － 必要経費

(注) 雑所得の計算方法には、上記のように三通りある。

なお、「公的年金等」とは、次に掲げる年金をいう(所法35③)。

1号	国民年金法、厚生年金保健法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、独立行政法人農業者年金基金法、石炭鉱業年金基金法の規定に基づく一時金等
2号	恩給及び過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
3号	確定給付企業年金法の規定に基づいて支給される年金等

本稿では、主として、上記の「公的年金等」に係る雑所得について検討する。なお、生命保険契約等及び損害保険契約等に基づく給付を年金で受け取る場合には、その年金は雑所得とされ、所得の金額は、基本的には、その支払いの原資となった保険料又は掛金の総額を超える部分の金額ということになる。この場合、その年において支払いを受ける年金収

入金額から控除される当該年金に対応する保険料又は掛金の金額は、年金として支払いを受ける年金総額に占めるその年に支払いを受ける年金の割合部分として計算される金額となる。

公的年金等の課税の変遷は、次のとおりである⁽³⁾。

(3) 武田昌輔編『DHCコンメンタール所得税法2』(第一法規) 2723-2725頁。

高齢社会と税のあり方

年	課税内容	理由
昭和32年 改正前	雑所得又は一時所得	その支払者はもとの使用者ではなく社会保険制度に基づく支払機関であったこと。
昭和32年 税制改正	給与所得又は退職所得	その給付の実質は、元の使用者から支給されている退職年金と変わらない。
<p>その後、社会保険制度の拡充に伴って、次の年金が加えられた。</p> <p>昭和33年 農林漁業団体職員共済組合法に基づく退職年金 更に、公的年金制度が被用者以外の者にも拡げられた。</p> <p>昭和34年 国民年金法 昭和45年 農業者年金基金法制定 これらの年金についても給与所得に準じて課税</p>		
昭和62年 改正	雑所得 公的年金等控除 老年者控除（25万円から50万円に引上げ） 老年者年金特別控除の廃止	給与所得控除は、勤務関係を前提として勤務に伴う経費を概算的に控除するもので、公的年金にはこのような事情は認められない。老年者年金特別控除については、老年者控除との関係が明らかでない。
平成16年 改正	公的年金等控除の上乗せ措置と老年者控除の廃止 65歳以上の公的年金等控除の最低控除額を120万円とする。	世代間・高齢者間の税負担の公平を確保すること。

2 公的年金等課税の問題点

わが国の年金税制は、個人が保険料（掛金）を拠出した場合にはその全額を「社会保険料控除」として「所得控除」している一方で、その給付（受給）に際しても「公的年金等控除」によって、年金の多くの部分が非課税となっている。このため少子・高齢化に伴う社会保険料拠出と年金給付の増大によって、課税ベースが歪められ、更に、所得税の本来の機能が減殺され、公的年金課税の再考が求められている。すなわち、「入口／社会保険料控除」で非課税となり、「出口／公的年金等控除」でも実質的に非課税になっている状態を指摘している。これを是正するためには、「入口」又は「出口」のいずれかで課税をすることが考えられる。

	入口	出口
①型	課税：社会保険料控除の否認	非課税：公的年金等控除
②型	非課税：社会保険料控除	課税：公的年金等控除の否認

公的年金等控除は、年金が経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするために給付されること等を考慮して、他の所得との間の「負担調整措置」として設けられたものであると⁽⁴⁾いうことを考慮すれば、上記の「①型」が妥当と考えることもできる。ただ、公的年金等控除については、以前から、年金受給者の所得の多寡に関係なく、一律に年齢

(4) 国税庁『昭和62年度税制改正のすべて』44頁 [1969年]。

のみを基準として控除していることが、高齢者間においても不公平であるという指摘があることから、所得金額が一定の金額（例えば、400万円／申告不要の要件の一つ（所法121

③))を超える場合には、公的年金等の控除を認めないということも考えられる。

因みに、諸外国の公的年金税制は、次のようになっている⁽⁵⁾。

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
拠出段階	給与所得者	事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	
		被用者に対する給与課税	なし	なし	なし	なし	
		本人負担分	控除あり (全額)	控除なし	控除なし	控除あり (限度あり) (注3)	控除あり (全額)
	事業所得者	本人負担分	控除あり (全額)	控除あり (1/2)	控除なし 控除なし	控除あり (限度額あり) (注3)	控除あり (全額)
給付段階	老齢年金		課税(注1)	課税(注2)	課税	課税(注4)	課税(注5)
	遺族年金		非課税	課税(注2)	課税	課税(注4)	課税(注5)
	障害年金		非課税	課税(注2)	非課税	課税(注4)	課税(注5)

(注1) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注2) 給付額の一定部分が課税の対象となる（給付額の50%にその他の所得を加えた額が一定額以下の場合、給付額は非課税）。

(注3) 年金保険料の一定部分及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除（ただし、限度額あり）又は概算控除が認められる。

年金保険料の控除割合は、実額控除の場合、2013年に76%で設定され、以後毎年2%ずつ引き上げられて2017年に84%、概算控除の場合、2010年に40%で設定され、以降毎年4%ずつ引き上げられて2017年に68%となっており、いずれも2025年に100%となる予定。

(注4) 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる（受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇（2017年は74%、2040年に100%となる予定））。また、当該部分について、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(注5) 年金額に対する10%の控除（各世帯構成員一人あたり最低控除額379ユーロ、世帯あたり控除限度額3,715ユーロ）が認められる。

(5) 吉野維一郎編『(平成29年版) 図説日本の税制』(財経詳報社) 299頁 [2017年]。

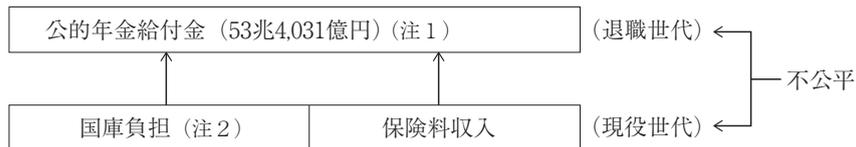
公的年金等の課税を「所得税法35条3項1号～3号」の区分に応じて、整理すると、次

1号	掛金拠出時	会社負担部分：課税なし（損金） 個人負担部分：所得控除（社会保険料控除）
	年金給付時	公的年金等控除の適用
2号	掛金拠出金	会社負担部分：課税なし（損金） 個人負担部分：なし
	年金給付時	公的年金等控除の適用
3号	掛金拠出金	会社負担部分：課税なし（損金） 個人負担部分：社会保険料控除の対象外 一般の生命保険料控除
	年金給付時	公的年金等控除の適用（個人での支払額は控除）

（注）企業年金の積立金に対しては、特別法人税が課されるが、平成11年以降課税が停止されている（法法8、83以下）。

我が国の公的年金は、個人が勤労時代に払い込んだ資金を投資で運用し、納付した保険料と運用成績に応じて引退後に年金の支給を受け取るという「積立方式」（企業年金は積立方式である）が採られているのではなく、毎

年の保険料収入は、同時にその年の年金給付に充てられる「賦課方式」を採用している⁽⁶⁾。したがって、下図のように世代間において、受給と負担のギャップが生じることになる。



（注1）公的年金給付金の内訳（2014年）は、次のとおりである⁽⁷⁾。

（単位：億円）

合計	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
534,030	213,040	255,993	64,994	3

（注2）国庫負担は、「基礎年金給付費」の2分の1となっている。

(6) リンダ・グラットン＝アンドリュー・スコット（池村千秋訳）『LIFE SHIFT 100年時代の人生戦略』（東洋経済）69頁 [2016年] では、次のように述べている。

「賦課方式が直面しているのは、平均寿命が延び、そのうえ出生率も低下しているという問題だ。出生率が下がれば、勤労人口の増加、ペースが引退人口の増加ペースを下回る。その先に待ってい

るのは、税収・保険料収入が減り、その一方で年金給付の支出が膨らむという事態だ。年金制度が変更されなければ、財政が立ちゆかなくなり、政府の債務が更に増大するだろう。平均寿命が長く、しかも出生率が大きく落ち込んでいる日本などでは、この問題がすでに切実になっている。」

(7) 厚生労働省編『平成28年版厚生労働白書』243頁。

高齢化が進むことによって、現役世代が支える年金受給者が増加し、現役世代の負担が増大することになる（近い将来、賦課方式は破綻すると考えられる）。このように、世代間の負担の不公平という観点からも、退職世代の給付時における「公的年金等控除」の廃止が主張されている。

公的年金等控除は、最低、年間120万円（平成30年度税制改正で、110万円）の控除額（65歳以上）が設けられ、給与所得控除の最低額65万円（平成30年度税制改正で、55万円）よりも大きい。また、給与所得控除には、「サラリーマンの必要経費」という意味があるが、公的年金等控除については、その根拠が明らかでない⁽⁸⁾。そう考えると、高所得者の公的年金等については、公的年金等控除の適用を見直すことも必要であろう。

なお、公的年金については、現在、雑所得とされているが、他の雑所得とその計算内容が異なっており、また、高齢化に伴って、公的年金の受給者が増加し、公的年金に係る所得金額の増加が見られることから、この所得を独立して「公的年金所得」として、11番目の所得区分にすべきであるという考え方もある⁽⁹⁾。国税庁の「消費税の使途」（平成29年度予算）によれば、年金の予算額は、「12.1兆円」である。

3 高齢化社会における公的年金制度

高齢化社会における公的年金制度は、その

負担額の増加に伴って、「①給付のカット」「②掛金の引き上げ」及び「③年金支給開始時期の繰延」⁽¹⁰⁾が繰り返されている。



上記③については、現在、もらい始める年齢を原則65歳から早める「繰り上げ」と遅らせる「繰り下げ」があるが、生きる年齢（予測）を考慮すれば、「繰り下げ」が有利である。しかしながら、現実には、「繰り上げ」を選択する者が多い⁽¹¹⁾。これは、将来を不安視する者が多いということがその理由であろう。

公的（私的）年金制度の目的は、あくまでも高齢者に対する直接的な経済的給付ということから、その財源（資金調達）の手段を「社会保険料」とするか「租税」とするかは選択となる。我が国の公的年金給付金は、国庫負担（税金）も財源の中に含まれていることから「ミックス型」といえる。

平成30年度の税制改正では、「基礎控除」「給与所得控除」そして「公的年金等控除」の三つの控除の一体見直しがなされた。その三つの所得控除の改正の内容は、次のとおりである⁽¹²⁾。

(8) 八代尚宏「高齢化社会に対応した税制への改革」ZEIKEN185号17頁 [2016年]。

(9) 税制調査会基礎問題小委員会『個人所得課税に関する論点整理』6頁 [2005年]。

(10) 日本経済新聞（2018.1.17）朝刊では、次のように述べている。

「政府が近くまとめる高齢化社会に関する大綱に「70歳以降の受給開始を選択可能とする制度を検討する」と盛り込む。政府が70歳超を選択肢として明示するのは初めて。」

(11) 日本経済新聞（2018.1.6）朝刊。

(12) 平成30年度税制改正大綱17-19頁 [2017.12.8]。

基礎控除	38万円から一律10万円に引き上げ
給与所得控除	一律10万円引き下げ（年収の上限引き下げ、年収1,000万円以上で年220万円の控除から、850万円以上で年195万円（10万円の引き下げを含む。）の控除とする。高所得者は増税、子育て世代・特別障害の扶養親族は、増税しない。）
公的年金等控除	一律10万円引き下げ（働く高齢者は、給与所得控除額と併せて12万円程度に）年金収入1,000万円超で控除に上限（195.5万円／10万円引き下げを含む。）年金以外の収入が1,000万円超の場合には、控除額を10万円引き下げ、2,000万円超の場合には、控除額を20万円を引き下げる。

平成30年度の税制改正について、「年金を受け取る人が対象の公的年金等控除は、高所得の高齢者の負担が増す。年金だけで所得が1千万円を超える人は、控除額を195万5千円で頭打ちとする。退職金を年金として受け取る人など、3千人程度が上限を超える見通しだ。年金以外に高額所得がある人も増税になる。所得が1千万円超から2千万円では10万円、2千万円超であれば20万円控除を減らす。政府・与党は20万人程度の控除が縮小し、増税となると見込んでいる。」（下線：筆者）と報道されている¹³⁾。

高額所得の高齢者に対する適用範囲（3千人又は20万人）は、高齢者全体の人数（平成28年度、3,388万人／総人口の27.3%¹⁴⁾）を考えると、それほど多くはない（また、この改正による税収増もそれほど期待できない）が、働く高齢者の税負の増加は、働く高齢者の勤労意欲をそぐ恐れがある。まして、年金を受領する高齢者は、現役世代と異なり、ある意味では、残された時間と労働（所得）の選択をしていることから、マイナスの要素は、高齢者が労働市場から去る要因にもなる。その意味で、税負担をも含めて、高齢者に対する労働環境を整備しておかなければならない。これからの高齢化社会においては、高齢者の労働が求められている状況と真逆の税制を構

築することに注意をしなければならないのである。

なお、平成30年度税制改正大綱では、「年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世帯内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、今般の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。」¹⁵⁾と今後の方向を述べている。

Ⅲ 生前贈与の制度

高齢化社会において、資産を保有する高齢者の増加に対して、経済活性化を目的として、高齢者から次の世代に財産を速やかに円滑に移動（贈与等）することができるように、税制上「相続時精算課税制度」（相法21の9）「住宅取得資金の贈与の特例」（措法70の3）「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税」（措

¹³⁾ 日本経済新聞（2017.12.7）朝刊。

¹⁴⁾ 総務省統計局（<http://www.stat.go.jp/data/topics/topi971.htm>（2017.12.8））。

¹⁵⁾ 前掲注12)130頁。

法70の2の2)そして「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税」(措法70の2の2)等が設けられた。ここでは、これらの制度(世代間の財産の移動)について、課税上、どのような問題があるのかを検討する。

1 相続時精算課税制度

我が国においては、高い累進税率を持つ贈与税が結果的に「高齢者からの資産移転の阻害」となっていることから、「相続時精算課税」が平成15年3月法律8号により新設された。これについては、平成14年6月の政府税制調査会の「あるべき税制の構築に向けた基本方針」において、次のように述べている。

「暦年で単一年の課税であるわが国の贈与税においては、相続税の租税回避を防止する観点から税負担は比較的高い水準に設定されている。高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となってきている。高齢者の保有する資産(金融資産のみならず住宅等の実物資産も含む)が現在より早い時期に次世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった点も期待されよう。このような観点から、相続・贈与税の調整のあり方(生前贈与の円滑化)を検討すべきである。」(下線:筆者)

このように相続時精算課税制度の導入は、高齢化に伴って資産移転の遅れが生じ、それが経済の活性化にマイナスの影響を与えていることから、それを回避することを目的として新設されたものである。

(1) 制度の概要

「相続時精算課税」とは、原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合(2,500万円まで非課税・超過部分一律20%課税)において選択できる贈与税の制度である。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要がある。

(要件の改正)

年度区分	特定贈与者	相続時精算課税適用者
平成26年12月31日以前	65歳以上の親	20歳以上の子
平成27年1月1日以後	60歳以上の親・祖父母	20歳以上の子・孫

平成25年度改正で、上記の要件の緩和が行われたが、その理由として、同年税制改正大綱で、次のように述べている。

「高齢者の保有する資産を現役世代へ早期に移転し、その有効活用を通じて、『成長と富の創出の好循環』につなげるため、子や孫が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する等の見直しを行うとともに、相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げ、受贈者に孫を加える拡充を行う。」

なお、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできない。また、この制度の贈与者である父母又は

祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算する（相法21の9～21の18）。

国税庁の公表する統計資料によれば、相続時精算課税の創設時期（2003年）には、1兆1,612億7,300万円（申告件数：78,000件）の財産が移動している。

直近3年の相続時精算課税の課税状況は、次のとおりである。

年度	贈与件数 (件)	贈与財産額 (百万円)
平成25年	52,492	634,487
平成26年	50,006	608,930
平成27年	49,967	607,715

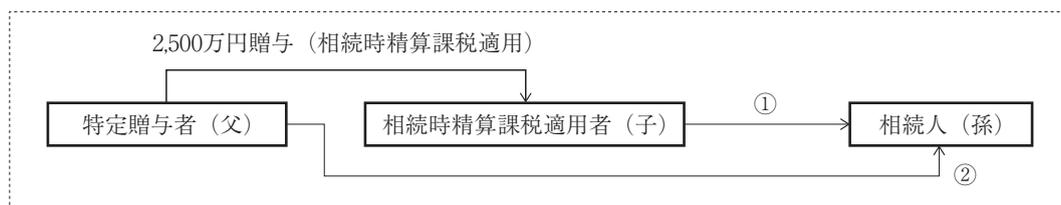
(2) 制度の問題点

相続時精算課税制度については「財産移転を阻害する租税の壁を低くする相続時精算課税制度などは、高齢化社会における高齢者層の保有する資産の有効活用という点から評価しうる制度である」⁽¹⁶⁾との評価をする声もあるが、その反面、その制度自体にいくつかの問題が内在するので、以下検討する。

(i) 相続時精算課税適用者が特定贈与者よりも先に死亡した場合⁽¹⁷⁾～同一財産の2回課税との問題
相続時精算課税適用者（子）が特定贈与者（父）より先に死亡した場合（①）、子の相続財産には、父から贈与された財産（例えば、2,500万円）は含まれる。次に、父が死亡した場合（②）には、父から子に贈与された財産は、相続時精算課税の対象となって、父の相続財産に加算される。この場合、相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除く）（孫）は、死亡した相続時精算課税適用者のこの規定の適用を受けていたことに伴う納税の権利及び義務を承継する（相法21の17）。

相続時精算課税の対象財産（2,500万円）は、①及び②において、2回課税されることになる。この点については、「相続時精算課税制度は、贈与税負担こそ軽減しているかもしれないが（略）受贈者の死亡というリスクをより深刻なものとしている」⁽¹⁸⁾という指摘がある。

また、相続時精算課税適用者の法定相続人は、法定相続分（特定贈与者を除く）に応じて権利義務を承継する（相令5の5）ことから、財産を相続したか否かにかかわらず、納税の権利義務のみが生じる場合がある。この



(16) 首藤重幸稿「高齢社会と信託税制」『高齢社会における租税の制度と法解釈』（日税研論集72）271頁 [2017年]。国税庁統計資料（平成25年・平成26年・平成27年）。

(17) ハツ尾順一「相続時精算課税制度の疑問①」『速報税理』（ぎょうせい）16-18頁 [2017.11.21号]。

(18) 渋谷雅弘稿「相続時精算課税適用者の死」『税務事例研究79号』59頁 [2004年]。

ような取扱いは、納税者としては、納得しにくいものとなっている。

(ii) 贈与時の時価を相続財産に加算する問題

相続時精算課税制度では、贈与時の「時価」が相続時の相続財産に加算されることになっている（相法21の15①）。この制度は、贈与を受けた資産の時価が著しく下落したときには、相続時の課税価格が実態とかなり乖離する危険性が生じる。相続時精算課税制度は、贈与時と相続時の期間が長期化するケースが多いと考えられることから、その危険性は高い。過去に設けられた旧措置法69の4（相続開始前3年以内に取得した土地等又は建物等についての相続税の課税価格の計算の特例）¹⁹⁾と同様の問題が生じる可能性がある。

(iii) 年齢制限の緩和

高齢者の資産を活用した住宅取得の支援を目的とした住宅取得等資金の贈与の特例については、特別に「年齢制限」を設定していないが、相続時精算課税制度は、贈与者の年齢を60歳以上（当初は65歳以上）としている（相法21の9）。高齢者の財産を若い世代へ移転し、その経済的効果を期待するという目的を達成するためにも、贈与者の年齢制限を緩和すべきである。

(iv) 他の制度との組合せ

平成30年度税制改正では「事業承継税制の特例」が創設されているが、その中に、「特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（その年1月1日において20歳以上である者に限る）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとする」と定めている。この事業承継税制は、中小企業の事業承継の円滑化を通じた雇用の確保や地域経済活力の維持を図る観点から導入された

もので、相続時精算課税制度の高齢者の保有する資産を若い世代に移転して経済を活性化するという目的と異なるものである。このような異なる制度を組み合わせることによって、税制が複雑になる危険性があるし、また、制度自体の目的が曖昧になる可能性が生じる。

2 住宅取得等資金の贈与の特例

(1) 制度の概要

現行の住宅取得等資金の贈与の特例は、平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となるものである（措法70の2）。

イ 下記ロ以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
～平成27年12月31日	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日～平成32年3月31日	1,200万円	700万円
平成32年4月1日～平成33年3月31日	1,000万円	500万円
平成33年4月1日～平成33年12月31日	800万円	300万円

¹⁹⁾ 大阪地裁平成7年10月17日判決（税務訴訟資料214号141頁）。

ロ 家屋の対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日～平成32年3月31日	3,000万円	2,500万円
平成32年4月1日～平成33年3月31日	1,500万円	1,000万円
平成33年4月1日～平成33年12月31日	1,200万円	700万円

なお、この特例は、暦年課税適用者及び相続時精算課税適用者の双方の適用が可能である。

この特例の背景は、「100年に一度と言われる経済危機に直面し、あらゆる政策手段を総動員することが求められた結果、経済危機対策（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）において、「需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援、中小企業の活動の支援、民間の研究開発投資の確保のため、関連する税制について所要の整備を行うこと」とされ、税制としても年度途中という異例の時期ではあったが、需要の創出を図る観点から、更なる景気回復に向けた取組みとして、経済危機対策で決定された事項について所用の整備を行うこととされた。」（下線：筆者）ことである²⁰。

このような経緯を経て、平成21年6月法律第61号により、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」として創設され、平成21年1月1日以後に贈与により取得した住宅取得等資金に係る贈与税について適用されることとなった。

なお、直近3年の住宅取得等資金の非課税制度の状況は、次のとおりである。

年度	贈与件数（件）	贈与財産額（百万円）
平成25年	75,241	658,338
平成26年	65,414	504,939
平成27年	66,726	657,187

(2) 制度の問題点

この特例は、「直系尊属」からの住宅資金贈与を前提としていることから、世代間の「格差の固定化」につながる制度である。贈与金額も最高3,000万円まで非課税で、直系尊属がこの制度を利用できる者は、一部の富裕層の者に限られることになる。一般の平均的なサラリーマンの家庭では、この制度を使うことはできない。したがって、経済危機対策としては一定の効果が期待しうるが、その反面、無税による次世代への富の引き継ぎによって、「格差の固定化」は解消されない。この特例は、相続時精算課税適用者も適用可能で、相続時精算課税制度の2,500万円（課税の繰延）と住宅取得等資金の贈与の特例の3,000万円（非課税）をあわせると、合計5,500万円が課税されずに、次世代に移すことが可能となる。

3 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税

(1) 制度の概要

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の孫等が、教育資金に充てるため、金融機関等との「教育資金管理契

²⁰ 武田正輔監修『DHCコンメンタール相続税法Ⅲ』（第一法規）4097の11頁。

約」に基づき、祖父母等（直系尊属）から信託受益権を付与された場合や金銭等の贈与を受けて銀行等に預け入れした場合などには、孫等ごとにそれらの信託受益権や金銭等の価額のうち1,500万円までが非課税となる。

孫等が30歳に達した場合などには、「教育資金管理契約」は終了し、非課税とされた金額から教育資金として支出した金額（学校等以外の者に支払う金銭については、500万円を限度とする。）を控除した残額がある場合には、その残額について教育資金管理契約の終了の日の属する年の贈与税の課税価格に算入される。

この非課税の適用を受けるためには、教育資金管理契約の際に、「教育資金非課税申告書」を金融機関等を通じて所轄税務署長に提出しなければならない。また、金融機関等から金銭等の引き出し及び教育資金の支払いを行った場合には、教育資金の支払いに充てた領収書などを一定の期限までに金融機関等へ提出する必要がある（措法70の2の2）。

この特例の設置は、平成元年から平成25年の間に、60歳以上の世代の家計資産が2倍になっていることから、この家計資産をより早期に若い世代へ移転することで、経済を活性化するとともに、加えて、わが国の成長力・競争力の強化の観点からは教育機会の充実・人材育成は極めて重要であることから、贈与税の優遇措置を設ける必要性が高いという理由からである⁽²⁾。

なお、直近3年の教育資金の非課税制度の状況は、次のとおりである。

年度	贈与件数 (件)	贈与財産額 (百万円)
平成25年	69,231	489,549
	(16)	(28)
平成26年	77,588	515,739
	(169)	(381)
平成27年	85,587	519,600
	(586)	(2,106)

(注) 括弧内の数値は、管理契約終了分である。

(2) 制度の問題点

この制度では、教育資金として使用する際には、金融機関に対して、一定の期限までに、請求書や領収書を提出して、チェックを受けなければならない。この一連の手続きが一般的に煩雑であるといわれている。もともと、孫等に対する教育資金の提供は、原則非課税であることから、この制度を利用しなくても課税されることはない。ただ、この制度を利用することによって、直ちに、1,500万円を非課税とすることができるというだけである（3年以内の贈与加算（相法19）の対象外となっている）。祖父母が近い将来、相続が発生するというのであれば、相続財産を減らすという意味で、効果はあるのかもしれないが、そうでなければ、必要の都度、教育資金を支給（贈与）したほうが簡単で、便利である。また、この制度は「早期に若い世代へ移転することで、経済を活性化すること」を目的としているが、1,500万円が直ちに使用されることを想定していない。少なくとも30歳になるまでに、使い切らなければ、その残額に対して、贈与税が課せられるのである。したがって、

(2) 武田・前掲注(5)4099の7頁。

若い世代に移転したとしても、その使用（消費）が早期に行われるとは限らない。また、この制度は、時限立法で、その利用期間が平成31年3月31日までとなっている（もっとも延長される可能性はある。）。このような短期間でその効果はあまり期待できない。教育資金贈与の制度は、孫のために事前に教育資金を贈与することはできるが、生まれていない孫のためには使えない。これに対して、家族信託の場合、信託契約の中にその旨の記載をすれば、贈与者がその後、認知症になったとしても教育資金の贈与は可能となる。また、任意後見も家族信託と同様なことは可能であるが、任意後見の場合、任意後見監督人が選任されることから、その監督人は、弁護士、司法書士などの専門職の人が選任される。したがって、家族信託と異なり、任意後見監督人に対して、報酬を支払わなければならない。なお、この制度は、高所得家族の活用が想定されることから、「教育環境の格差」にもつながることを認識しておかなければならない。

4 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税

(1) 制度の概要

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の孫等が、結婚・子育て資金に充てるために、金融機関等との結婚・子育て資金管理契約に基づき、祖父母等（直系尊属）から信託受益権を付与された場合や金銭等の贈与を受けて銀行等に預け入れをした場合などには、孫等ごとにそれらの信託受益権や金銭等価額のうち1,000万円までが非課税となる。

結婚・子育て資金管理契約期間中に結婚・子育て資金の贈与をした者が死亡した場合に

は、死亡日における非課税とされた金額から結婚・子育て資金として支出した金額（結婚に際して支払う金銭については300万円を限度とする。）を控除した残額（「管理残額」という。）を、その贈与をした者から相続等により取得したこととされ、相続税の申告が必要となる。孫等が50歳に達した場合などには、結婚・子育て資金管理契約は終了し、非課税とされた金額から結婚・子育て資金として支出した金額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除する。）した残額がある場合には、その残額については結婚・子育て資金管理契約の終了の日の属する年の贈与税の課税価格に算入される。

この非課税の適用を受けるためには、結婚・子育て資金管理契約の際に「結婚・子育て資金非課税申告書」を金融機関を通じて所轄税務署長に提出しなければならない。また、金融機関等から金銭等の払出し及び結婚・子育て資金の支払を行った場合には、結婚・子育て資金の支払に充てた領収書などを一定の期限までに金融機関等へ提出する必要がある（措法70の2の3）。

高齢者が有する家計金融資産を若年世代に移転することにより経済活性化を図るとともに、将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを後押しするために、この非課税措置が設けられた²²⁾。

なお、平成27年の結婚・子育て資金の非課税制度の状況は、次のとおりである。

²²⁾ 武田・前掲注(5)4099の408頁。

年度	贈与件数 (件)	贈与財産額 (百万円)
平成27年	3,374	8,908
	(9)	(21)

(注) 括弧内の数値は、管理契約終了分である。

(2) 制度の問題点

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の制度は、新しく創られた制度なので、まだ、この制度の目的達成は定かではないが、上記の利用状況から見ると、納税者の関心は、他の制度と比較すると、それほど高くないようにも思われる。この制度が創設されたのは、「将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっている」とが挙げられているが、所得の高い家庭の子供等は、「将来の経済的不安」をあまり感じないのではないかとと思われるし、また、この制度は、所得の高い家庭（両親）の下の子供等は利用できるが、所得階層の低い家庭では、利用できない。その意味で、この制度は、富の格差の次世代への継続（格差の固定化）につながる。平成30年度税制改正大綱の基本的考え方で「税制は経済社会のあり方に密接に関連するものであり、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、検討を進める」（下線：筆者）²³と述べられているが、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の制度は、必ずしも、大綱の考え方に合致するものとも思われない。

5 小括

以上の4つの制度は、いずれも、高齢者の

保有する資産を、お金の必要とする若い現役世代に移転し、それによって、日本の経済を活性化することを目的としている。したがって、各制度の設計については、独立した年度単位の課税を考えていない。すなわち、納税者等の一定期間の資産シフトの行動を想定して、課税制度が構築されている。例えば、相続時精算課税の場合は、贈与（選択）時から相続時までの期間を前提として各年度の課税を考えている（2,500万円までは各年度の贈与について課税せず、それを超えるとその超過分については、その後、一律20%課税を行う）のである。相続時精算課税を選択し、選択する旨の届出書を一旦提出すると、その届出書は撤回できない（相法21の9⑥）。選択することによって、この制度の課税期間は、選択時から相続開始時まで続く。また、「教育資金」や「結婚・子育て」の贈与も、その期限が到来した時に、残額が残っていれば、そのときに贈与税が課せられる。このように、相続税、贈与税などを各年単位で考えるのではなく、長期のスパンでの課税を設計している。そして、将来的には、所得税をも含めて、一生涯単位での課税に向かって制度が構築されるものと考えられる。

IV 認知症と家族信託

認知症に対する厚生労働省のデータ（2015年）では、認知症の罹患者は、10年後には2012年の約1.5倍に増加する見込みと公表されている（世界保険機構（WHO）によれば、世界の認知症患者は推計で5,000万人おり、毎年約1,000万人が新たに発症すると報道されている）。

²³ 平成30年度税制改正大綱2頁〔2017年〕。

更に、厚生労働省は、全国で認知症を患う人の数が2025年には700万人を超えるとの推計値を発表した。これによると、65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症に罹患する計算となる。認知症の高齢者の数は2012年の時点で全国に約462万人と推計されており、上記の通り、約10年で1.5倍にも増える見通しである。厚生労働省は同結果を踏まえ、認知症対策のための国家戦略を急ぎ策定することとしている。

なお、わが国においては、65歳以上の高齢者が、日本の総資産（9,684兆円²⁴⁾）の2/3以上所有しているとも言われ、また、その中でも、認知症の罹患者の保有財産は100兆円を超えていると報道されている²⁵⁾。

ここでは、今後、大きな社会問題となるであろう高齢化社会における認知症罹患者（不法行為）をめぐる税務（相続税）問題とその対策として活用しうる「家族信託」について検討することとする。

1 JR東海事件—最高裁平成28年3月1日判決²⁶⁾

認知症の罹患者が鉄道事故を起こし、その監督義務者に準ずる者（妻と子供）に対する損害賠償請求（民714）事件として争われたJR東海事件（最高裁平成28年3月1日判決）がある。

事件の概要は、次のとおりである。

認知症に、り患したA（当時91歳）が旅客鉄道事業を営む会社である第1審原告の駅構内の線路に立ち入り第1審原告の運行する列車に衝突して死亡した事故に関し、第1審原告が、Aの妻である第1審被告Y1（当時85歳）及びAの長男である第1審被告Y2に対

し、本件事故により列車に遅れが生ずるなどして損害を被ったと主張して、民法709条又は民法714条に基づき、損害賠償金719万7,740円及び遅延損害金の連帯支払を求め、第1審では、第1審原告の請求に対し、第1審被告Y1及びY2に損害賠償責任を負うと判断したため、第1審被告らが控訴し、控訴審では、第1審被告Y1のみに損害賠償責任を負うと判断したため、第1審被告及び第1審原告の双方が上告した事案において、第1審被告Y1及びY2は、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるといことはできないとし、民法714条1項に基づく損害賠償責任が否定された。

名古屋地裁（平成25.8.9判決²⁷⁾、名古屋高裁（平成26.4.24判決²⁸⁾及び最高裁（平成28.3.1判決）の「判断」の比較をすると、次のようになる。

	A (Y) の妻 Y 1	A (Y) の長男 Y 2
名古屋地裁	損害賠償責任 (民709)	損害賠償責任 (民714)
名古屋高裁	損害賠償責任 (民714)	損害賠償責任 なし
最高裁	損害賠償責任 なし	損害賠償責任 なし

²⁴⁾ 内閣府経済社会総合研究所『平成26年度国民経済計算確報（ストック編）』1頁 [2016.1.15]。

²⁵⁾ 日本経済新聞（2017.12.14）朝刊。

²⁶⁾ 最高裁平成28年3月1日判決（民集70巻3号681頁）。

²⁷⁾ 名古屋地裁平成25年8月9日判決（判例時報2202号68頁）。

²⁸⁾ 名古屋高裁平成26年4月24日判決（金融・商事判例1445号24頁）。

■ 名古屋地裁の判断

「当時のYの長男Y2（被告）は、社会通念上、民法714条1項の法定監督義務者や同条2項の代理監督者と同視し得るYの事実上の監督者であったと認めることができ、これら法定監督義務者や代理監督者に準ずべき者としてYを監督する義務を負い、その義務を怠らなかつたこと又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったことが認められない限り、その責任を免れないと解するのが相当である。Yの妻Y1（被告）には、Yから目を離さずに見守ることを怠った過失があり、かつ、仮にY1がこれを怠っていなければ本件事故の発生は防止できたものと考えられ、Y1の過失と本件事故の発生との間には相当因果関係があるといえるから、Y1には、民法709条により本件事故によるX会社の損害を賠償する責任がある。」（下線：筆者）

■ 名古屋高裁の判断

「当時、Yの長男として、Yに対して民法877条1項に基づく直系血族間の扶養義務を負っていたものの、この場合の扶養義務は、夫婦間の同居義務及び協力扶助義務がいわゆる生活保持義務であるのとは異なって、経済的な扶養を中心とした扶助の義務であって、当然に、Y2に対して、Yと同居してその扶養をする義務（いわゆる引取り扶養義務）を意味するものではないのであり、実際にも、Y2は、本件事故の相当以前から、Yとは別居して生活しており、Yはその自宅において妻であるY1の介護を受けて、Y1と共に生活していたものであり、Y2が、Yの介護又は生活のために、まとまった経済的出捐をしたことを認めるべき証拠もなく、また、Yについては、成年後見開始手続がなされたこと

がないため、Y2がYの成年後見人に選任されたことはなく、そして、Yは本件事故の相当前から、精神保健福祉法上の精神障害者に該当する状態にあったが、Y2はYの扶養義務者にすぎないので、同法20条2項により、家庭裁判所の選任行為を待って初めてYの保護者となる（同項4号）ところ、Y2についてYの保護者に選任する裁判がなされたことのないことは弁論の全趣旨から明らかであるから、本件事故当時、Y2はYの保護者の地位にもなかつたものであり、そうすると、Y2について、Yの生活全般に対して配慮し、その身上に対して監護すべき法的な義務を負っていたものと認めることはできない。Yの妻Y1（控訴人・被告）は、Yと昭和20年に婚姻して以来、Yと同居して生活してきた夫婦であること、Yは、平成14年10月にはアルツハイマー型の認知症を発症し、平成17年8月と平成18年12月には、本件各徘徊をして行方がわからなくなることがあった上、平成19年2月には認知症により、要介護4の認定を受けて、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とし、常に目を離すことができない状態であると判定され、Yは、本件事故（平成19年12月7日午後5時47分頃、X会社（被控訴人・原告）が運行する東海道本線のa駅構内において、下り新快速列車が同駅構内を通過する際、事理弁識能力欠いていたYが正当な理由なく線路内に立ち入ったため、同列車と同人が衝突し、同人が死亡した事故）当時の相当前から、認知症の進行により、意思疎通が困難で常に目を離すことができない状態であり、場所の理解等もできない状態で、重度の認知症の状態にあったこと、Yの認知症の発症及び進行を受けて、Y1は、平成14

年3月頃の家族会議における、Yの介護についての話し合い後は、G市からH市に転居したTに毎日Y宅に通ってもらい、Yの長男Y2（控訴人・被告）にも1か月に3回くらい週末にY宅を訪問してもらい、また、介護施設に勤務するY3（1審被告）からは、介護の専門職として、時々意見や助言を受けたり、Y宅を訪問してもらったりするなどの援助を受けながら、Yの介護をしていたものであることが認められるから、Yの配偶者であるY1は、重度の認知症を患って自立した生活を送ることができなくなったYに対する監督義務者の地位にあったものということができる。」（下線：筆者）

■ 最高裁の判断

「ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などととも、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。第1審被告Y1は、長年Aと同居していた妻であり、第1審被告Y2、B及びCの了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの

補助を受けて行っていたというのである。そうすると、第1審被告Y1は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということではできず、その監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、第1審被告Y1は、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはできない。第1審被告Y2は、Aの長男であり、Aの介護に関する話し合いに加わり、妻BがA宅の近隣に住んでA宅に通いながら第1審被告Y1によるAの介護を補助していたものの、第1審被告Y2自身は、横浜市に居住して東京都内で勤務していたもので、本件事故まで20年以上もAと同居しておらず、本件事故直前の時期においても1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎないというのである。そうすると、第1審被告Y2は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったということではできず、その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。」（下線：筆者）

（小括）

上記の最高裁の判断によって、結局、誰も法定監督義務者又はそれに準ずべき者がいないことになる。この点について、「本判決は法改正の経緯を踏まえ、保護者および成年後見人が当然には714条の法定監督義務者に当たらないとした。この場合、713条により損害賠償責任を負わない責任能力のない精神障害者から加害行為を受けた者が誰にも責任追及をすることができなくなることが考えられる」²⁹⁾

²⁹⁾ 柴田龍稿「認知症高齢者の事故と配偶者・子の損害賠償責任」『立正法学論集』50巻1号265頁[2016年]。

との指摘がある。この事件では、被害者はJR東海であるが、仮に加害者と比べて、被害者が、経済的な「弱者」の場合には、利益衡量の観点から、結論が異なることがあるのであろうか、定かではない。

また、地裁、高裁そして最高裁の判断を鑑みると、親族等が認知症患者の介護を積極的に行えば行うほど、「準監督義務者」にあたるとして、民法714条の責任が問われる可能性がある。今後の認知症の罹患者に対する家族のあり方（接し方）に大きく影響を与える判決ともいえる。

2 税務事例

上記、最高裁の事例を税務事例に修正したものは、次のとおりである。

（修正事例）

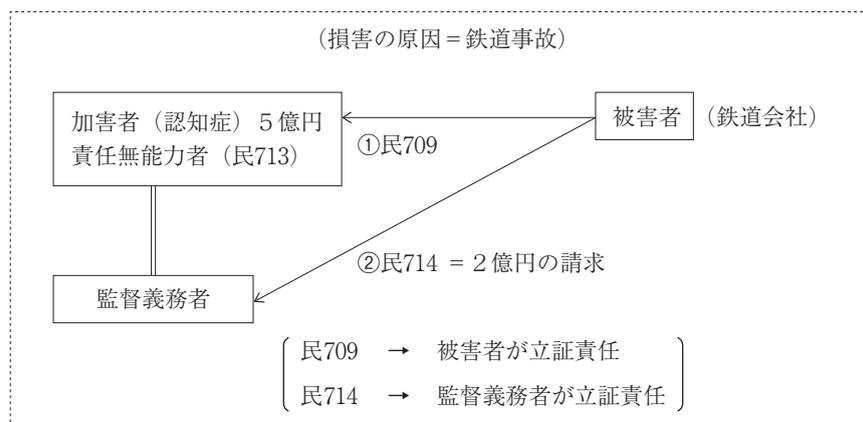
甲（91歳）は、鉄道事故を起こし、鉄道会社Aから損害賠償①（民709）を求められたが、認知症のため「責任無能力者」（民713）と判断され、賠償責任が問われなかった。そこで、鉄道会社Aは、責任無能力者の監督責任②（民714）を甲の配偶者乙（89歳）に求めた。甲は、鉄道事故後、1年で死亡したが、

乙は鉄道会社Aに対して、2億円の損害賠償金を支払うことになった。甲は5億円の財産（現預金）を所有していたが、甲の相続税の申告に際して、配偶者乙が支払うべき2億円の損害賠償金を甲の相続債務として申告することができるか。また、乙は甲の生前に、甲の預金から2億円を引き出して、当該損害賠償金を支払った場合、乙に贈与税が課せられるか。

（検討）

上記の事例において、責任無能力者である甲に対して、監督義務者乙の民法714条に基づく2億円を負担させることができるか、また、その乙の負担を甲にさせるとしたらどのような理由付けが可能か、ということが論点になる。

ただ、わが国の民法においては、監督義務者乙の責任に基づく損害賠償金（2億円）は、いかように考えても、責任無能力者甲に帰属させることはできない、すなわち甲の債務とはならない。したがって、上記事例では、相続財産は5億円であり、また、生前に乙が甲の預金から2億円を引き出し、自己の債務の支払に充てた場合、原則として、乙に対して贈与税が課せられる、と解するのが通説であ



る。しかし、このような解釈は、結果として不合理な結論を導く。

日本の民法のような考え方は、必ずしも国際的なものではない。むしろ、民法713条（責任無能力者の責任能力）は、世界の国々から見ると、例外的な規定といえるのかもしれない。なお、立法論としては、このような不合理な結論を回避するために、相続税法において、民法714条による家族等の損害賠償金を責任無能力者の債務とみなす規定を設けることも考えられる。

3 諸外国の責任無能力者に対する損害賠償責任

前述したように、わが国では、責任無能力者に対する責任は、民法713条によって、問われない。これに対して、他の多くの国では、責任無能力者の不法行為に対する損害賠償については、必ずしもわが国と同じではない。

以下、「ドイツ」、「フランス」、そして「アメリカ」について、それぞれ検討する。

(1) ドイツ

責任無能力者が行う不法行為については、ドイツ民法829条（衡平に基づく賠償義務）で、次のように規定している⁹⁰。

823条から826条までの場合において、827条、828条を理由として①自己が生ぜしめた損害について責任を負わない者は、②監督義務を負う第三者に対して損害賠償を求めることができない場合には、③諸事情、特に当事者間の関係に照らし損害補填をなすことが衡平によって求められ、かつ、④その者が相応な生計ならびに法律上の扶養義務の履行のために必要な資力を失わせない限度で損害を賠償しなければならない。（下線及び番号：筆者）

- ① 責任無能力者
- ② 監督義務者に対する損害賠償請求が不可能
- ③ 当事者間の衡平の観点から損害補填が妥当
- ④ 責任無能力者の相応の生計・扶養義務の履行の保証

(注) ドイツ民法823条（損害賠償義務）
 ドイツ民法824条（信用危殆）
 ドイツ民法825条（性的行為に対する決定）
 ドイツ民法826条（良俗の故意による加害）
 ドイツ民法827条（責任の免除軽減）
 ドイツ民法828条（未成年者）

このように、ドイツ民法829条は、責任無能力者（①）に対して、一定の条件（②④）の下で、損害賠償責任を認めている。すなわち、②監督義務者に対する損害賠償請求が不可能で、④責任無能力者の相応の生計・扶養義務の履行の保証をするならば、責任無能力者に対して、賠償義務を負わせることができるとしている。

上記③の「当事者間の衡平の観点から損害補填が妥当」という「ドイツの衡平責任の衡平」の意味は、加害者と被害者の関係を前提としている。すなわち、当該事例に当てはめると加害者である甲と被害者である鉄道会社との関係での衡平である。一般的に、鉄道会社は、甲と「経済力・負担能力」を比較すると、衡平の観点から、ことさら被害者である鉄道会社を救済する必要がないということも可能である。ただ、被害者が加害者甲よりも経済的に弱者の場合には、衡平の原則から、責任無能力者である甲に賠償義務を負わせること

⁹⁰ E. ドイチュ＝H.J. アーレンス著（浦川道太郎訳）『ドイツ不法行為法』日本評論社338頁 [2008年]。

ができる。

(2) フランス

また、フランス民法489-2条では、ドイツ民法のように、一定の条件を付けずに、責任無能力者に対する賠償責任については「他人に損害を加えた者は、精神障害の影響下にあった場合においても、賠償の責任を負う。」と規定している。山口俊夫教授は、フランスの不法行為については、次のように述べている³¹⁾。

「……19世紀末以来、フランスの不法行為責任理論に着目すべき1つの転回をもたらすことになった。すなわち、不法行為責任制度のもつ2つの機能、制裁機能と損害賠償機能について、法及び法学の関心は、以後次第に加害者の側（制裁機能）から被害者の側（補償機能）へ移行する。……精神障害の状況下にある無能力者の所為について不法行為責任を認むべきかに関し、判例は躊躇してきたが（加害者と被害者の双方の利益保護の調和のむずかしさ）、この問題は立法により肯定的に解決された。すなわち、1968年1月3日法は、民法典489-2条を新たに創設し、「他人に損害を生じさせた者は、精神障害 trouble mental の支配下にある場合でも、賠償の義務を免れない」と定めた。判例は、この新たな原則を、本人の成年・未成年の区別なく、一般に適用する。」

三木千穂教授は、責任無能力者に対して、賠償責任を認める内容として、二つに分類することができる³²⁾と述べている。

「ヨーロッパでは他害行為をした責任無能力者について責任を認める規定を設けている国も多い。その規定の内容は大きく2つに分けられる。衡平責任にとどめるか、あるいは完全な賠償責任を認めるかの2つである。前者は、損害全額ではなく、衡平に適う範囲での

賠償を認めるもので、ドイツやベルギー、イタリア、スウェーデンなどの国がこれにあたる……これに対して後者は、責任無能力者であっても他人に損害を加えた場合にはその賠償の責任を負うと考える。」

(3) アメリカ

これに対して、不文法であるアメリカは、「精神障害による責任無能力者に賠償責任を課すルール」として、次の四つを挙げている³³⁾。

- ① 罪を問えない人が2人いてどちらかが損害の負担をしなければならないとすれば、損害を引き起こした人が負担すべきである。
- ② 法政策上、賠償責任を負わせることにした方が、親戚その他心神喪失者の周囲の人が何らかの措置をとって事故を防ぐようになると考えられること。
- ③ 心神喪失を理由として賠償責任を免れることができると、心神喪失を装う人が出てくること。
- ④ 賠償責任なしとなれば、被害者への救済はなくなり、大きな財産を抱えている心神喪失者が、他人の生命を、補償なくして奪うのを認めるような異常事態も生じうること。（下線：筆者）

上記④は、巨額の財産を持っている責任無能力者に対して、賠償責任がないと判断すれば、その結果として、「異常事態」も生じると

³¹⁾ 山口俊夫著『概説フランス法（下）』（東京大学出版）165-166頁 [2004年]。

³²⁾ 三木千穂稿「精神上の障害により責任能力なき者による不法行為責任の所在」静岡英和学院大学紀要第8号206-207頁 [2010年]。

³³⁾ 樋口範雄著『アメリカ不法行為法（第2版）』（弘文堂）27-28頁 [2014年]。

して、そのような責任無能力者に対しては、賠償責任を認めるべきであるとのルールである。

このように、諸外国では、日本と異なり、資力のある責任無能力者に対しては、本人が行った不法行為に対して、損害賠償責任を認めることを肯定している。

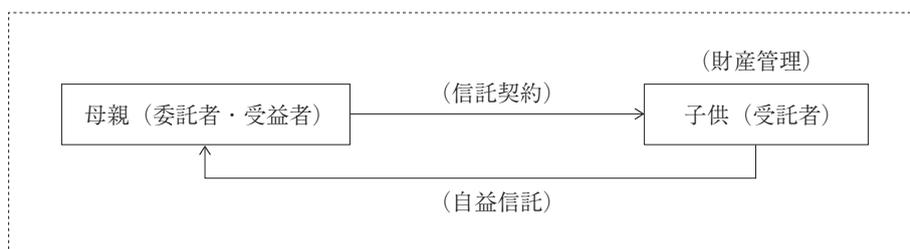
4 家族信託の検討

そこで、以下、日本においても資力のある責任無能力者に、その者が行った不法行為に対する損害賠償責任を実質的に負担させることが、「家族信託」において可能であるか否かを検討してみたい。

家族信託とは、遺産を持つ者が自己の老後や介護等に必要な資金の管理・給付を行う際、保有する不動産や預貯金などを信頼できる家族に託し、管理・処分を任せる家族の為の財産管理のことをいう⁸⁴⁾。

被相続人が家族や親族に遺産の管理を託すため、高額な報酬は発生し無いのが特徴で、資産家を対象にしたものではなく、誰にでも気軽に利用できる仕組みである。

例えば、資産を保有している母親が、将来認知症になる可能性がある場合には、母親を委託者・受益者（自益信託）とし、信頼のおける子供を受託者にして、母親の資産を財産管理させるという信託の契約を締結する。



家族信託のメリットとしては、一般的に、次のものが挙げられる。

- ① 判断能力のあるうちから本人に代わり財産を管理・処分する権限を委任契約（民643）と同様に与えることができる。

- ② 本人が死亡した場合、遺言（民960）と同様に、資産の承継先を自由に指定することができる。しかし、遺言は、信託に比して脆弱性が指摘されている⁸⁵⁾。
- ③ 本人の判断能力が低下もしくは喪失後における財産を管理・処分することにつ

⁸⁴⁾ 一般社団法人家族信託普及協会は、「家族信託」について、次のように定義している（<http://kazokushintaku.org/whats/>）[2017.12.1]。

「家族信託」とは、一言でいうと『財産管理の一手法』です。資産を持つ方が、特定の目的（例えば「自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理及び給付」等）に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組みです。いわば、「家族

の家族による家族のための信託（財産管理）」と言えます。」

⁸⁵⁾ 遺言については、遺言執行人がいても相続人全員の合意があれば、遺言と異なる内容の遺言分割が可能である。これを「遺言の脆弱性」という。信託の内容変更については、原則、委託者、受託者、受益者全員の合意が必要であり、また、委託者（遺贈者等）の意思に反する信託の変更は認められない。

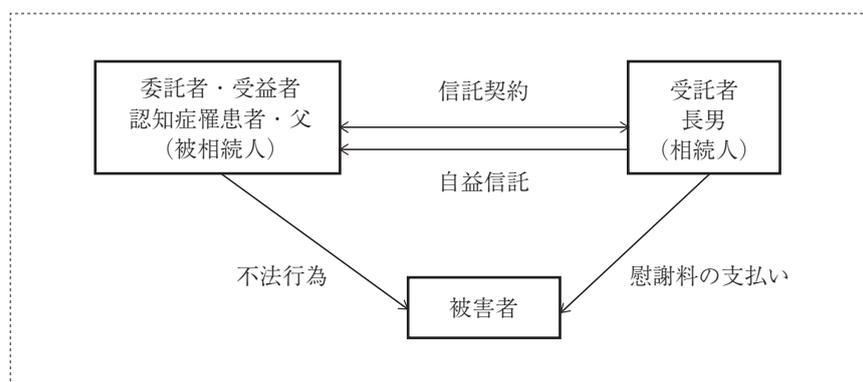
いては、成年後見制度と同様な権限が与えられる。なお、家族信託は、高額な報酬は発生しないし、成年後見制度のように、毎年の家庭裁判所への報告義務はない³⁶⁾。

- ④ 遺言では無効と判断されていた二次相続以降の財産の承継先の指定、すなわち、跡継ぎ遺贈型（受益者連続信託）が実現できる。
- ⑤ 信託財産は、受託者の固有財産とは区別されて、仮に受託者が破産しても法的には影響を受けない、すなわち、倒産隔離機能が信託にはある。
- ⑥ 共有者（又は共同相続人）としての権利・財産的価値は、平等を実現しつつ、管理処分権限を共有者の一人に集約させることで、不動産の“塩漬け”を防ぐことができる。

- ⑦ 通常の贈与の場合、贈与者が一方的に取消すことは困難であるが、信託の場合、受益者指定権等（信法89）によって、委託者が受益者の変更をするということは可能になる。

このようなメリットを持つ家族信託を使って、責任無能力者の不法行為に対する損害賠償責任を負わせることが可能か、以下検討する。

例えば、父が認知症になる前に、長男と信託契約（父：委託者／長男：受託者）を締結し、その信託内容は、将来、委託者である父が認知症になり、不法行為を行った場合、直ちに、長男である受託者は、委託者の信託財産から慰謝料（見舞金）を被害者に支払うというものである。



36) 樋口範雄稿「100歳時代の信託」能見善久他編『信託法制の新時代』（弘文堂）304頁 [2017年]。

「アメリカにおいても、財産保有者が能力を失った場合に備えて成年後見制度がすべての州で行われている。しかしながら、成年後見制度は、アメリカでは最後の最低の手段という位置づけであり、

それに頼らず自らそのような事態に備えておくのが賢明だとされる。成年後見とは、自らが能力を失ったとの公的宣伝であり、自己決定権を法的に失わせるだけでなく、手続が遅くて費用も手間もかかる。後見人による横領を完全に防止できるわけでもない。」

被害者は、受託者から慰謝料（見舞金）を受け取ることによって、当該損害が補填され、その結果、民法714条の責任無能力者の監督義務者等の責任を問う必要がなくなる。そうすると、民法714条の責任無能力者の監督義務者等の責任が発生しないことになる。あくまでも、信託契約に基づいて、委託者（認知症罹患者）が自己の信託財産から慰謝料を支払うことになるから、委託者の相続財産が減少することになる。これによって、被相続人である者の相続財産は、前述の設例によれば、3億円（5億円－2億円）となる。

なお、被害者が受け取った慰謝料（見舞金）は、所得税法上、非課税となる（所法9①十七、所令30）。

5 小括

以上のように、家族信託を利用すれば、実質的に、責任無能力者の不法行為から発生する損害賠償責任を責任無能力者が自ら負う（自己の債務とする）ことが可能になる。そうすると、民法713条によって、認知症の罹患者に対して責任が問えない状況を、家族信託によって、損害賠償金を「慰謝料」として、責任無能力者の信託財産から支払い、相続税の問題を回避することができることになる。家族信託は、認知症の罹患者となって判断能力がなくなったとしても、当初の自己の意思（自己責任）を貫徹できることを可能にするのである。